

第19回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月22日（水）午後3時00分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地復元等計画について
- (2) 報告第2号 株式会社植竹の設立について
- (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定による許可について
- (4) 報告第4号 農地法第4条の規定による許可について
- (5) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について
- (6) 議案第2号 農用地利用集積計画について
- (7) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- (8) 議案第4号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
- (9) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (10) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (11) 議案第7号 非農地証明願について
- (12) 議案第8号 令和7年度農作業標準料金（案）について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 渡邊 和子 | 2 番 越沼 良 | 3 番 秋本 則夫 |
| 4 番 阿見 芳 | 5 番 助川 悦夫 | 6 番 津久井 勝之 |
| 7 番 植竹 裕子 | 8 番 笹沼 保治 | 9 番 郡司 裕一 |
| 10 番 荒井 一夫 | 11 番 相馬 和恵 | 13 番 鈴木 賢一 |
| 14 番 古沢 成子 | 15 番 屋代 幸子 | 16 番 唐橋 洋子 |
| 17 番 佐藤 孝 | | |

6 欠席委員 12 番 岩城 善広

7 本会に出席した職員

農業委員会事務局長ほか 4 名

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後3時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（3 番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

 本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第19回農業委員会総会を開催いたします。

 議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

 <異議なしの声あり>

議 長 （荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番秋本委員、3番阿見委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局をお願いいたします。

 今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議 長 （荒井 一夫） それでは議事に入ります。

 報告第1号「農地復元等計画書について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 4、5ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

 質疑はございませんか。

 <佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 農地復元等計画書中、2違反を是正する計画のなかで「農地取得を模索中の間、農地に復元する」とあるが理解に苦しみます。また、庭に牧草を植栽しており、馬がその牧草を食べているようだが馬を飼っているのでしょうか。

事務局 農地取得を模索中の間との意図するところといたしましては、現在、相続登記の手続きを弁護士に依頼しておりますので相続登記が完了するまでの間に農地に復元するとの意味と思われます。

 また、ポニーを飼っており、駐車場脇に飼育小屋があります。

議 長 （荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

 <相馬 和恵委員挙手>

相馬 和恵委員 農地復元等計画書中、2違反を是正する計画のなかで「以前の農業委員には説明、了承をいただいている為、ご確認ください」とあるが、こちらの経緯が分かれば、説明ください。

事務局 農業委員ではなく、農業委員会事務局を指していると思われます。

議 長 （荒井 一夫） 補足いたします。本議案の所有者は、開業当初から所有している農地に敷砂利や、農地なのにもかかわらず駐車場に使用するなどしていました。

そのため、以前から幾度となく是正勧告をしてきましたが、一向に改善されない経緯があります。更には、道を挟んだ向かい側に所有している農地も農地転用の手続きがなされないまま、看板を設置するなどしてありましたので事務局より是正勧告をしてあります。

今回の農地復元等計画書の記載内容は、是正勧告に対する回答です。最大の問題点は、先述した道路の向かい側に所有している農地に設置した看板を直ちに撤去した後に、農地転用を行うよう事務局から指導しています。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第2号「株式会社植竹の設立について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号に入る前に第18回総会で越沼委員より質問のありました取締役が1名である場合の代表取締役の設置について、回答いたします。

会社法に規定により取締役は会社を代表いたしますが、中でもとくに強い権限を有した取締役を代表取締役と呼びます。代表取締役は、会社法第349条第3項において定款等において定めることができることとなっております。当該法人の定款を確認しましたところ、取締役が1名の場合には、その取締役が代表取締役とすると定められております。

つきましては、取締役が1名であったとしても法人の定款の定めにより代表取締役が設置されたものとなります。

なお、法人登記を確認しましたところ代表取締役の表示を確認いたしましたことを報告いたします。

続きまして、報告第2号の説明をいたします。

事務局 <総会資料説明 6、7 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第3号「農地法第4条及び第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 8 ページ、別冊資料 2、3 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 9～28 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、番号13番について、17番佐藤委員が議事参与に該当いたします。佐藤委員は退室願います。

<植竹 裕子委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより番号13番質疑を行います。質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。番号13番は、原案のとおり承認することといたします。審議終了により17番佐藤委員の入室を認めます。

<植竹 裕子委員 入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 29～86 ページ>

農地中間管理機構特例事業 8件

利用権設定等促進事業 51件

農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式） 30件

議 長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、資料37ページ、利用権設定等促進事業、申請番号1－9について、7番植竹委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、植竹委員は退室願います。

<植竹 裕子委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑に移ります。

質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業、申請番号１－９について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

審議終了により、７番植竹委員の入室を認めます。

＜植竹 裕子委員 入室＞

議 長 （荒井 一夫） 次に、資料８５ページ、８６ページ農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式）、申請番号１－２９、１－３０について、９番郡司委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、郡司委員は退室願います。

＜郡司 裕一委員 退室＞

議 長 （荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑に移ります。

質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式）、申請番号１－２９、１－３０について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

審議終了により９番郡司委員の入室を認めます。

＜郡司 裕一委員 入室＞

議 長 （荒井 一夫） 続きまして、議案第２号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業、申請番号１－９及び農地中間管理事業（農用地利用集積計画一括方式）、申請番号１－２９、１－３０以外の議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第２号については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第３号「農用地利用集積等促進計画の公告について」を上程

します。申請件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 87ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本議案については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第4号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <別冊資料説明 4～9ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員(津久井 勝之) 議案第4号 大田原農業振興地域整備計画の変更について報告いたします。令和7年1月20日、現地調査班第2班で確認してまいりました。事務局からの報告により調査・検討しました結果、承認することに問題ないものと思われます。

以上、報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は10件です。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 89、90 ページ>

※申請番号79及び80は取り下げ

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員(津久井 勝之) 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和7年1月20日、現地調査班第2班で確

認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので一括して報告いたします。

申請番号72番から85番の計10件について、許可することに問題ないと思われます。

以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 91、92 ページ、別冊資料説明 10～16 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員(渡邊 和子) 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和7年1月20日、現地調査班第2班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号41番、下石上地内について、転用目的は宅地分譲のためです。区画整備事業区域内での転用申請であり、周りをコンクリートブロックで囲むなどするため、周辺農地の影響はないものと思われます。転用することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号42番、中田原地内について、ソフトボール練習用グラウンド設置のための転用申請であり、外周にネットを張るなど安全対策をするため、周辺農地に影響はないものと思われます。転用することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号43番、羽田地内について、駐車場及び資材置場として使用するための一時転用申請であり、農地法違反の状態を解消するための、自動車25台、重機、鉄骨資材等を置く計画です。周辺農地に影響はないものと思われ、許可することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号44番、荻野目地内について、土砂等の埋め立てによる一時転

用申請です。土木工事により排出された残土を投入し、畑として使用する計画であり、周辺農地に影響はないものと思われ、許可することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号４５番、薄葉地内について、農業用倉庫建築のための転用申請です。当該地には砂利を敷き、倉庫、トラクター等を置く計画です。雨水は地下に浸透させるため周辺農地に影響はないものと思われ、許可することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号４６番、蛭畑地内について、一般住宅建築のための転用許可申請です。敷地内には合併浄化槽を設置するため、周辺農地に影響はないものと思われ、転用することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号４７番、若草１丁目地内について、住宅敷地拡張のための転用許可申請です。道路からの雨水等の流入を防ぐため、盛土をする計画となっております。周辺農地に影響はないものと思われ、許可することに問題ないことを確認いたしました。

以上ご報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号４３番、申請番号４４番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の５件は原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本議案について、申請番号４３番、申請番号４４番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の５件は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第６号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は７件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 93、94 ページ、別冊資料説明 17～22 ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井 勝之） 議案第６号、非農地証明願について報告いたします。令和７年１月２０日、現地調査班第２班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号３４番、薄葉地内について、現地は４０年以上も前から山林の

状態であり、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

申請番号35番、新富町2丁目地内について、現地は、20年以上前から宅地として利用しておりましたが、今後は資材置場として思料する予定です。農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

申請番号36番、両郷地内について、現地は、現地は、25年以上前から山林として利用しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

申請番号37番、須佐木地内について、現地は、現地は、昭和63年度頃から宅地として利用しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

申請番号38番、須佐木地内について、申請番号37と同じく昭和63年度頃から宅地として利用しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

申請番号39番、前田地内について、現地は、40年以上前から河川の一部となっているため農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

申請番号40番、花園地内について、現地は、昭和42年以前から宅地として利用しているため農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われま

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第8号「令和7年度農作業標準料金表(案)について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 95 ページ 別添資料>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願いま

す。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり承認することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議 長 （荒井 一夫） そのほか、質疑はありますか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第19回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後4時09分 閉会